

# 地域計画変更マニュアル

令和 7 年 1 月

農林水産省

# 地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

そのため、本マニュアルは、地域計画を策定した後に行うべき取組について取りまとめました。地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

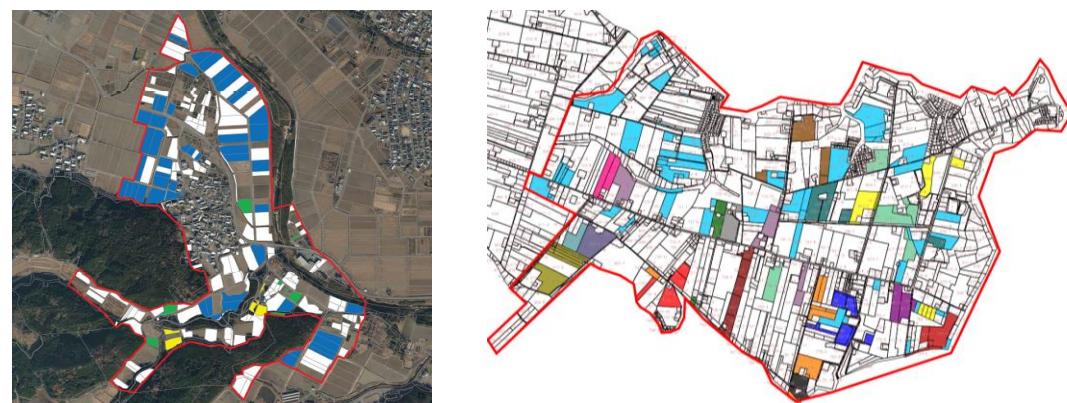


協議の場の様子

- 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例

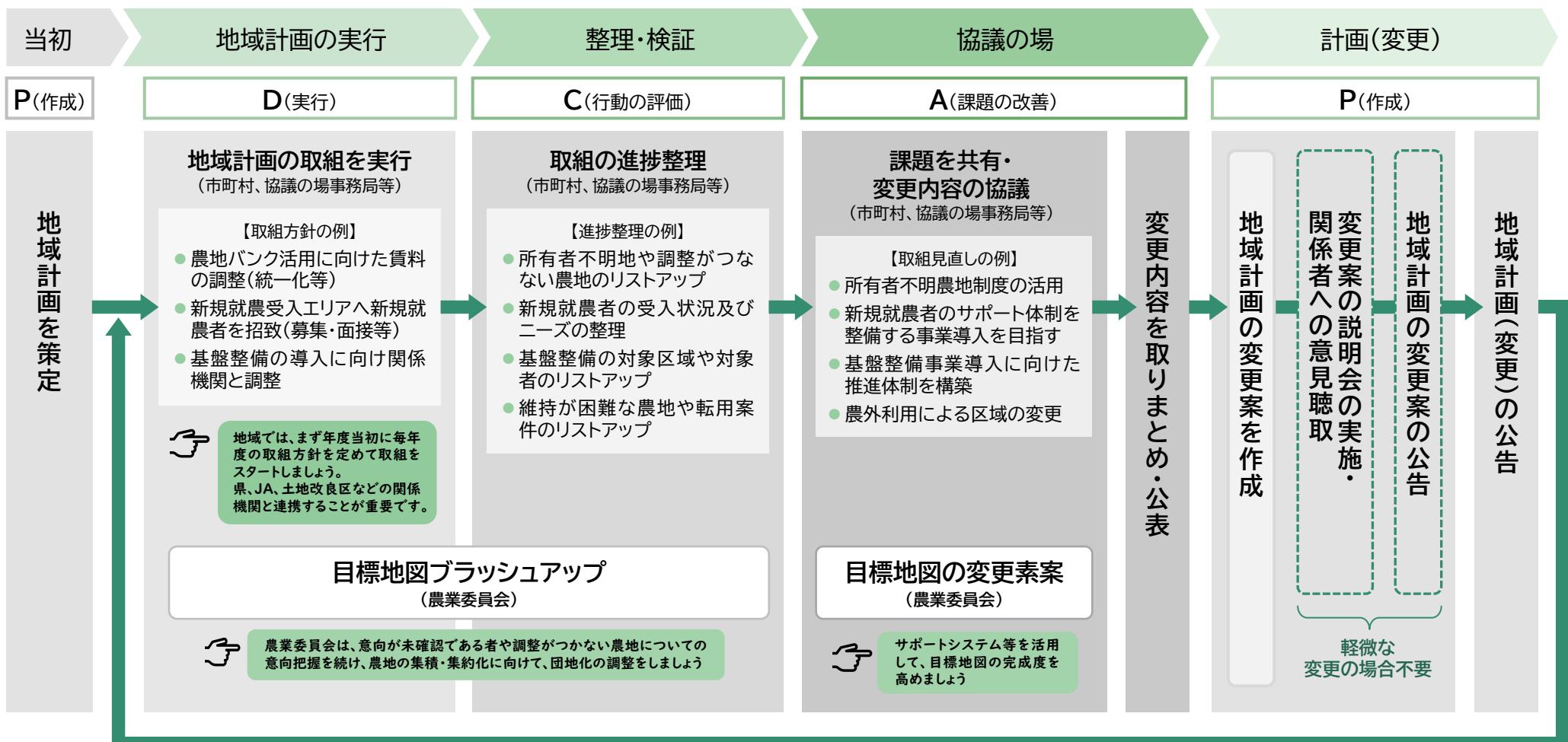


- 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



# 地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



# 協議について

## 開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡単な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することができます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

### 【 基本的な開催方法 】

#### 対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトーカーアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

### 【 簡易な開催方法 】

#### 書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があつたものとみなす



## 協議の場の開催方法（例）

協議する内容に応じて、あらかじめ定めた方法を確認

### 協議事項例

地域農業の将来の在り方に影響が大きいなど、地域全体で協議する場合

#### 定期開催

- ・他の地域計画との統合
- ・農業の方針変更（基盤整備導入など）
- ・大幅な区域変更  
(公共用道路など農業外利用)

等

主要な担い手の農地利用に影響がある場合や農業関連の方針変更の場合

#### 随時開催

- ・農地交換
- ・耕作者変更  
(新規参入、相続、不測の事態)

等

下記の軽微な変更のように、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合

#### 随時開催

- ・地域の名称や地番の変更
- ・団体の法人化
- ・実質的な変更を伴わない変更  
(上記のような軽微な変更)

等

### 開催案内

(規則第16条第2項)

対面

#### 開催日時・場所をHP・広報等で公表



HP等のほか、JA等関係機関への案内も有効

### 協議の実施

#### 対面協議

基本的な開催方法

オンライン

#### 開催日時・URL等をHP等で公表

対面・オンラインの併用開催も可能

#### オンライン協議

ウェブ会議や  
トークアプリを活用

簡易な開催方法

書面・HP

#### 一定期間意見を募集



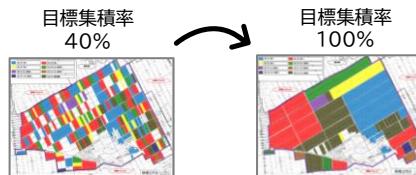
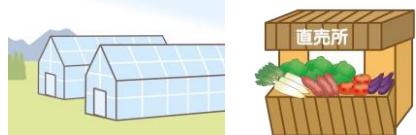
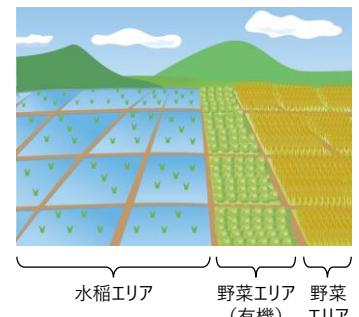
一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす

取りまとめ  
(法第18条第1項)

結果公表

# 地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

|                    |               |   |  |
|--------------------|---------------|---|--|
| 農業上の利用<br>(事後の変更可) | 地域の農業の将来の在り方等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更</li><li>・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更<br/>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更<br/>②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</li></ul>   |                                 |
|                    | 農業を担う者        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け</li></ul>   |                                 |
|                    | 農業用施設         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け</li></ul>  |                                 |
|                    | 軽微な変更         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更</li><li>・ 実質的な変更を伴わない変更<br/>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更<br/>②任意記載事項の変更<br/>③基盤整備や地籍調査による面積変更<br/>④田畠転換<br/>⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</li></ul> |  <p>水稻エリア 野菜エリア 野菜(有機) エリア</p> |
| 農業外の利用<br>(事前の変更要) | 農地の転用         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用</li></ul>   |                               |